

青梅市いじめ防止基本方針

令和 4 年 3 月
青 梅 市

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの禁止
- 3 いじめの問題への基本的な考え方
 - (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
 - (2) 児童・生徒をいじめから守り通す取組
 - (3) 児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を支援する取組
 - (4) 教員の指導力の向上と組織的対応
 - (5) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

第2章 いじめの防止等のために青梅市が実施する取組・・・・・・・・・・ 3

- 1 教育委員会の取組
 - (1) いじめの未然防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
- 2 青梅市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 3 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
- 4 青梅市いじめ問題調査委員会の設置

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組・・・・・・・・・・ 5

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 組織等の設置
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応
 - (4) 重大事態への対応

第4章 重大事態の発生と調査・・・・・・・・・・ 7

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態の報告
- 3 調査の趣旨と主体
- 4 調査を行うための組織
- 5 調査の目的
- 6 調査結果の提供および報告

別紙「重大事態発生時の対応」

青梅市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であり、とりわけ学校においては、いじめの問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

青梅市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、国、東京都、市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者および関係機関が連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例103号。）および青梅市いじめの防止に関する条例（平成26年条例第38号。以下「市条例」という。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本的な方針」という。）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日東京都。以下「都基本方針」という。）にもとづき、いじめの防止等のための対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、同じ学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識のもと、市、教育委員会および学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として保護者、地域および関係機関と連携して取り組むことが必要である。

また、継続性がない行為、偶発的な行為、相手を特定していない行為、謝罪等によりすぐに解決した行為なども、「心身の苦痛を感じさせた」としていじめと認知し、学校は加害児童・生徒に対して迅速に指導を行う必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援等を通して、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通す取組

いじめを受けた児童・生徒を守る。

いじめを受けた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) 児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を支援する取組

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめの問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめの問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(5) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめの問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめの問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導などに努める。

また、保護者その他地域の者が、いじめの情報を得た場合には、児童・生徒をいじめから保護するとともに、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

学校はいじめおよび、いじめの相談を受けた時には、ただちにその旨を当該校長から教育委員会に報告し、いじめ問題の解決に向けて関係機関が連携し、対応に当たる。

第2章 いじめの防止等のために青梅市が実施する取組

市は、市基本方針にもとづき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

1 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見に関すること

ア 学校から、児童・生徒や保護者からいじめの相談があったとの報告を受けた時は、相談の内容や学校の対応等を確認した上で、学校が適切に対応できるように指導・助言を行う。

イ 学校において、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを目指し、中学校区ごとに協働して「いじめゼロスローガン」を作成するなど、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動を推進する。

ウ いじめを早期発見するため、児童・生徒に対して、年間5回のいじめ防止強化月間を設ける。

エ 校長会、副校長会および生活指導主任会等において、いじめの防止・対応のための資料提供を行う。

オ 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質向上に必要な措置を講ずる。

カ 小学校、中学校間の連携を密にとるとともに、教育相談所、適応指導教室、

登校支援室、子ども家庭支援センター、民生児童委員等の関係機関とも連携し、いじめの防止等の取組を推進する。

キ 児童・生徒およびその保護者、関係する教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

ク 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通して、道徳教育および体験活動等の充実が図られるよう指導・助言を行う。

ケ スクールカウンセラー等による児童・生徒への面談の機会をもつよう指導・助言を行う。

コ 教育委員会は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめにかかる相談制度等について「心のパスポート」「いじめ防止マニュアル」等を作成し、広報および啓発活動を行う。また、長期休業日前には、各家庭に相談窓口等を記載したリーフレットを配布し、児童・生徒、保護者への周知を図る。

サ インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるよう児童・生徒やその保護者に対する学校の啓発活動を支援する。

(2) いじめの対応に関すること

ア 学校からいじめの報告を受けた時は、必要に応じ、当該学校に対して必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。

イ 学校が、いじめを認知した児童・生徒に対して、「児童・生徒のいじめ状況調査票」を作成・活用し、継続的かつ適切にいじめへの対応を取ることができるよう指導・助言を行う。

ウ 関係機関と適切な連携が取れるようスクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーの活用を学校に促す。

エ 学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定にもとづき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

オ 児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察へ通報する。また、このような状況が懸念される場合は、教育的配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察へ相談し、警察と連携した対応を

取るよう学校に指導・助言する。

2 青梅市いじめ問題対策連絡協議会の設置（市条例 第11条）

市は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「青梅市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・ いじめの防止等に関係する機関および団体の連携に関する事項
- ・ その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（市条例 第12条）

教育委員会は、青梅市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針にもとづく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ いじめの防止等のための対策の推進について調査・審議
- ・ 市や教育委員会が行ういじめの防止等のための対策への意見・具申
- ・ 教育委員会が必要と認めた場合のいじめに関する相談・調査
- ・ 学校における重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

4 青梅市いじめ問題調査委員会の設置（市条例 第27条）

青梅市長（以下「市長」という。）は、学校で重大事態が発生し、教育委員会より報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、市長の附属機関として「青梅市いじめ問題調査委員会」を設置することができる。また、対策委員会の答申の内容について再調査を行うことができる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本的な方針、都基本方針および市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自校のいじめ等の取組についての基本的な方向性、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応、いじめへの対応等、いじめの防止等の全体に係る内容を盛り込む。

学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公開することとする。

2 組織等の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策委員会」を置く。（市条例 第19条）

本委員会は、当該学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。

本委員会のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手段や方法で、本委員会に報告するかを図式化して示すなど全教職員がその役割を理解できるようにする。

本委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定や計画の見直し、各学校におけるいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者や学校運営連絡協議会、学校評議員制度や学校関係者評価委員会、PTA等の地域住民の協力を得つつ、関係機関と連携して、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じることとする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・ 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・ 道徳教育および人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・ 児童・生徒および保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・ 家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 など

(2) 早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握および児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備

- ・ 保健室、相談室等の利用および電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- ・ いじめ防止強化月間を年間５回設定
- ・ 児童・生徒および保護者への、いじめ撲滅への理解啓発 など

(3) 早期対応

- ・ 児童・生徒、保護者その他の者からいじめの相談を受けた際の組織的な対応
および教育委員会への報告（市条例 第２０条）
- ・ いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・ いじめを受けた児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・ いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめを行った児童・生徒への指導
- ・ いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・ 保護者への支援・助言
- ・ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談 など

(4) 重大事態への対応

- ・ 重大事態であるとの申立てがあった際の教育委員会への報告および調査
 - ・ いじめを受けた児童・生徒の安全の確保
 - ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施および教育委員会、対策委員会が行う調査への協力
 - ・ 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力 など
- ※ なお、重大事態の発生と調査内容については、第４章を参照。

第４章 重大事態の発生と調査

１ 重大事態の意味

いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合をいう。「生命、心身または財産に重大な被害が発生した場合」は、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間 30 日であることを目安としているが、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申立てがあったときは、その時点で学校や教育委員会が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童・生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長および青梅市議会（以下「議会」という。）に報告する。

3 調査の趣旨と主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態にかかる調査を行うため、速やかに対策委員会を召集する。

5 調査の目的

この調査は、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするために行う。民事・

刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の再発防止を図るものである。

6 調査結果の提供および報告

教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。

この情報提供に当たっては、教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

なお、調査結果について、対策委員会は、教育委員会に答申し、教育委員会は市長および議会に報告する。

市長は、教育委員会から調査結果の報告を受けた場合において、重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、いじめ問題調査委員会を設置することができる。

市長は、いじめ問題調査委員会を設置したときは、議会に報告をする。

【参考：条例改正に伴う学校の対応（第20条関係）】

